

## (仮称) 藤沢市子ども共育計画（令和2年度～6年度）の策定について

### 1. 計画の概要・趣旨

#### （1）計画策定の背景

##### ○次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

我が国における急速な少子化の進行を踏まえて、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、市町村に対し次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務付けました。同法は10年間の時限立法でしたが、平成26年の法改正により令和6年度末まで10年間延長され、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されたことに伴い、次世代育成支援対策法に基づく計画策定が任意となりました。

藤沢市では、平成16年に「次世代育成支援行動計画」の前期計画（平成17～21年度）、平成22年に後期計画（平成22～26年度）を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育まれる環境の整備に取り組んできました。

##### ○子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）

ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等の子ども・若者の抱える問題の深刻化や、有害状況の氾濫など子ども・若者を取り巻く環境の変化を受けて、平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。法律施行の5年後の見直しを経て、平成28年に「子供・若者育成支援推進大綱」が制定されました。市町村の子ども・若者計画の策定は努力義務とされています。

藤沢市では、平成25年に「ふじさわ子ども・若者計画2014」（平成25～26年度）を、「次世代育成支援行動計画」の別冊版として策定しました。

##### ○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会保障と税の一体改革の一環として、社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みが構築されることとなりました。平成24年に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を3つの柱とした子ども・子育て支援新制度が平成27年に施行されました。「子ども・子育て支援法」により、市町村の「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています。

藤沢市では、平成27年に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（平成27～31年）を策定しました。第1期の計画は、子ども・子育て支援事業計画で市町村の策定が義務付けられた範囲に加え、「次世代育成行動計画」、「ふじさわ子ども・若者計画2014」を継承した子ども・子育てから若者までの範囲を包含する計画として策定しました。

##### ○子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）

国の調査によれば、我が国の子どもの貧困率は先進国の中でも厳しく、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体と比較して低い水準であるなど、子どもたちの将来がその生まれ育った環境の

事情等に左右されてしまうことが少なくないという状況にあります。このような事情等を背景に、平成 25 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、それを受け、平成 26 年に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元年に同法が改正され、市町村による計画策定が努力義務となりました。

藤沢市では、平成 30 年に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにあたって、子どもの貧困対策の推進に関する実施事業の体系化を行いました。

#### ○児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）

すべての子どもが健全に育成されるよう、平成 28 年に児童福祉法の理念が改正されました。子どもが権利の主体であること、子どもの権利を国民、保護者、国、地方自治体が保障することなど、改正法では次のとおり定められました。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

#### ○持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成 28 年 12 月決定）

平成 27 年 9 月に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連サミットで採択されました。アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という基本理念が示され、「あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つ」、「平和で、公正かつ包摂的な社会を打ち立てること」等を始めとする取り組むべき課題と、2030 年を期限とする 17 の持続可能な開発のための目標（以下、「SDGs」と言う。）が掲げられました。

SDGs の採択後、2030 年に向けた日本の取組の指針として「SDGs 実施指針」が決定されました。実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして定めています。地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定にあたって SDGs の要素を最大限反映し、SDGs の取組を推進することが期待されています。

これまでの子ども・子育てや若者を取り巻く社会環境の変化や、国や国際社会の動向等を踏まえて、藤沢市では、恒久法である「子ども・子育て支援法」に基づき市町村の策定が義務付けられている「第 2 期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の策定に加え、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を一体的に推進するための実施計画として（仮称）「藤沢市子ども共育計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 根拠法等

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条2項に基づく市町村子どもの貧困対策推進計画、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく市町村計画として位置付けます。また、国の「健やか親子21（第2次）」に基づく「母子保健計画」を包含する計画として策定します。

計画名称	市町村計画の名称	根拠法、根拠規定等	位置付け
第2期藤沢市 子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	義務
藤沢市子ども共育計画 (本計画)	子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条2	努力義務
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条	努力義務
	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	任意
	母子保健計画	健やか親子21（第2次）※	技術的指導

※厚生労働省児童家庭局長通知平成26年6月17日雇児発0617第1号

### (2) 主な関連計画

#### ○第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画との関係

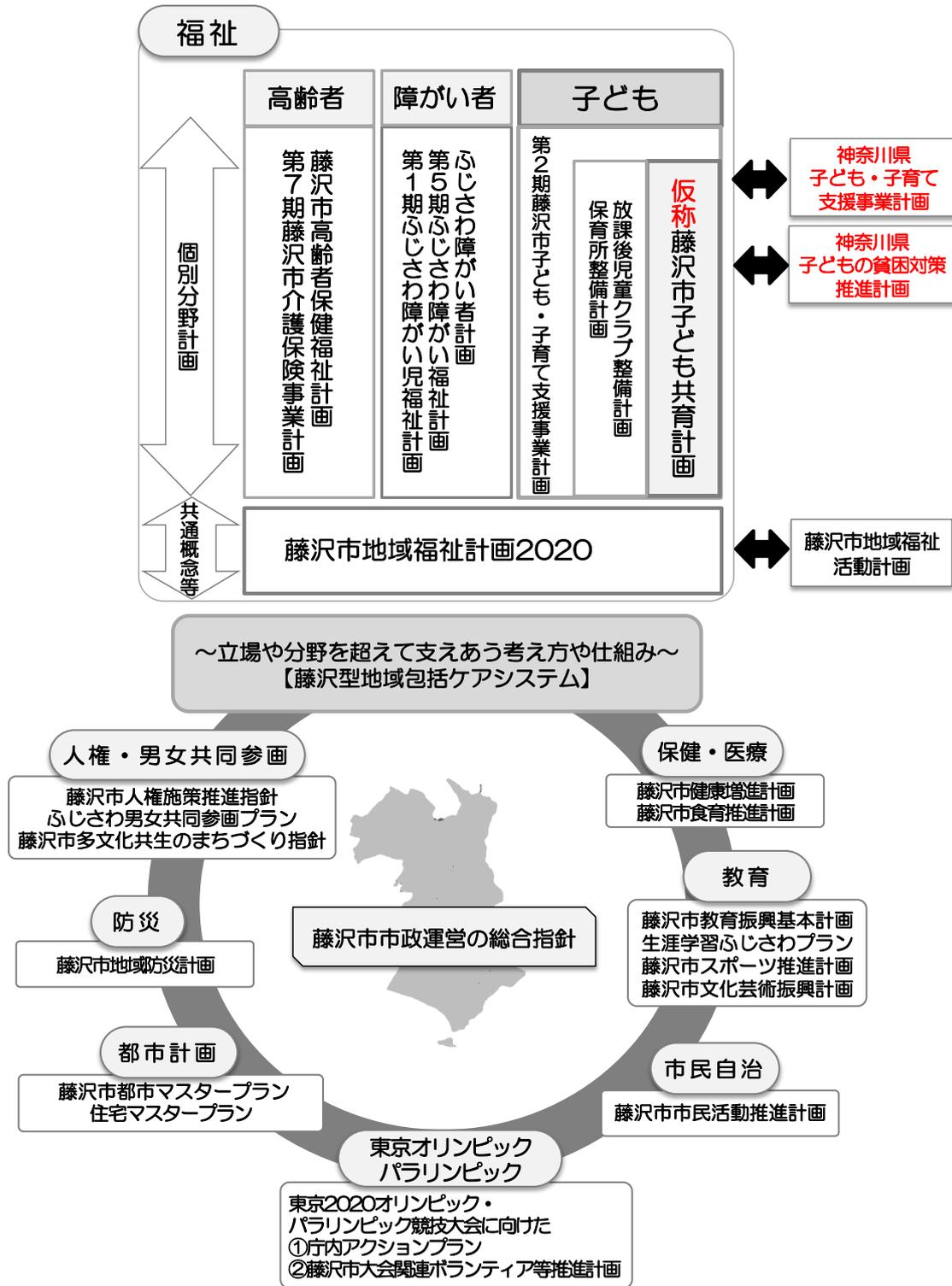
本計画の策定にあたっては、子ども分野における上位計画である「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の目指す基本的な方向性に則したものとなるよう策定します。また、「保育所整備計画」や「放課後児童クラブ整備計画」との整合を図ります。

#### ○藤沢市地域福祉計画および市内諸計画との関係

改正社会福祉法により、地域福祉計画は各福祉分野における共通概念等として位置付けられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

本計画は、藤沢市地域福祉計画との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、福祉分野における個別分野計画として、子ども・若者、子育て家庭を対象とする福祉、保健、教育など関連する本市の各分野の計画と整合を図り、調和の保たれた計画とします。

本計画と関連する主な計画



3. 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

親の妊娠・出産期から子ども・若者の社会的自立にいたるまでの、すべての子ども、若者、子育て家庭を対象とします。

## 5. 計画の将来像（理念）

### 子どもが夢と希望を持てるまちふじさわ

子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を等しく保障するという「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神にのっとり、子どもの今と未来が、その生まれ育つ環境によって左右されることがないように、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、すべての子どもの教育の機会が等しく保証され、誰一人取り残さず、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるまちを目指します。

## 6. 計画の名称

### 藤沢市子ども共育計画

困難を抱える子どもや若者、そして保護者は、生まれてから現在に至るまでの成育環境の中で様々な問題に直面した経験を持つ傾向にあります。例えば、貧困、疾病や障がい、親からの不適切な養育、児童虐待、いじめ、不登校、不安定就労、社会的孤立等の深刻な問題が、相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、各々が複雑で多様な状況にあります。

このような課題の背景には、社会的な要因があることを踏まえて、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で子ども・若者を共に育み、支えるという意識を持って、子ども・若者や子育て家庭の課題に寄り添い、困難の連鎖を解消していくことが必要です。1人ひとりの子ども・若者や家庭の生活や取り巻く環境の状況に応じて、子ども・若者の最善の利益を第一に考えた寄り添いや支援が、包括的かつ早期に講じられていく必要があります。どのような環境にあっても前向きに伸びようとする子どもたちの本来的に持つ力を、身近な地域の中で支える環境を構築していくことが求められています。

「藤沢市子ども共育計画」は、行政、教育、保健福祉、民間団体、企業、地域住民等が、それぞれの立場から、「共育」（ともいく）という営みに主体的に参画することで、子どもたちの身近な地域の中で互いに支え合うという温かい地域づくり、まちづくりを目指すための実施計画です。

## 7. 計画の骨格（案）

### 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨
  - 関連する法律、大綱等の改定状況について記載
2. 計画の位置づけ
  - 根拠法、本計画と関連する計画を掲載
3. 計画の期間
  - 令和2年度から令和6年度までの5年間
4. 計画の対象
  - 全ての子ども、若者、子育て家庭

### 第2章 子ども、若者、子育て家庭の状況

1. 実態把握の方法
  - アンケート調査、ヒアリング調査、市民ワークショップの実施概要を記載
2. 子ども、若者、子育て家庭に関する現状
  - 関連する統計データ、実態調査で把握した現状を記載
3. 現状のまとめと課題
  - 実態調査から把握した12の課題を記載

### 第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目指す基本的な方向性
  - 目指す将来像と説明を記載
  - 基本的な視点とそれらの説明を記載
2. 計画の基本目標
  - 基本目標とそれらの説明を記載
3. 計画の体系
  - 計画の体系図を掲載

### 第4章 施策の展開

- 基本目標、施策目標、個別施策・事業を掲載
- 施策に関連する重点事業等を掲載

### 第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制
  - 計画の推進体制と、進捗管理、国や神奈川県との連携等について記載
2. 計画の実施状況の点検・評価
  - 計画期間中の点検・評価の方法を記載
3. 計画推進に関する指標
  - 計画で進捗を把握する指標や、国の大綱の指標を掲載

## 8. 部会開催、計画策定のスケジュール（案）

時期	実施内容
4～7月	子どもと子育て家庭の生活実態調査の現状・課題の整理等 計画骨子の検討
7月5日	子ども・子育て会議（全体会・第1回）
8月5日	子ども・子育て会議（全体会・第2回）
8月	市民ワークショップの開催 全3回 3日湘南台公民館、10日湘南大庭公民館、24日藤沢市役所
8月21日	子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会（第1回）
9月27日	子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会（第2回）
11月上旬	子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会（第3回）
11月19日	子ども・子育て会議（全体会・第3回）
11月24日	市民シンポジウムの開催
12月	パブリックコメント
2月	計画案の提出
3月	計画の刊行